

目 次

I、中国における知的財産に関する出願、登録数等の統計情報	- 2 -
1. 専利出願、登録件数	- 2 -
2. 不服審判、無効審判状況	- 4 -
3. ハーグ協定に基づく意匠の国際登録出願状況	- 4 -
4. 商標出願、登録件数	- 4 -
5. 地理的表示	- 6 -
6. 集積回路の回路配置	- 6 -
II、直近1年間の注目判例の紹介・解説	- 6 -
1. 全国初の事例－冒認出願商標の譲受人が不当競争の民事責任の負担を言い渡された	- 6 -
2. 中国初の「データ知的財産権登録証」効力認定事件が結審	- 8 -
III、直近1年間の知財法制、審査実務等のトピックス情報	- 10 -
1. 優先権の回復、優先権主張の追加または改正制度と援用加入制度に関するガイドラインが発表	- 10 -
2. 人工知能関連発明特許出願ガイドラインが発表	- 10 -
3. データ知的財産権制度の試行範囲が拡大	- 11 -
4. 「中華人民共和国不正競争防止法（改正草案）」が公表	- 11 -
IV、日本の中小企業に有用と思われる知的財産に関する情報	- 12 -
1. 中国冒認商標の件数の増減について	- 12 -
2. AI を利用した発明の動向について	- 13 -

レポート

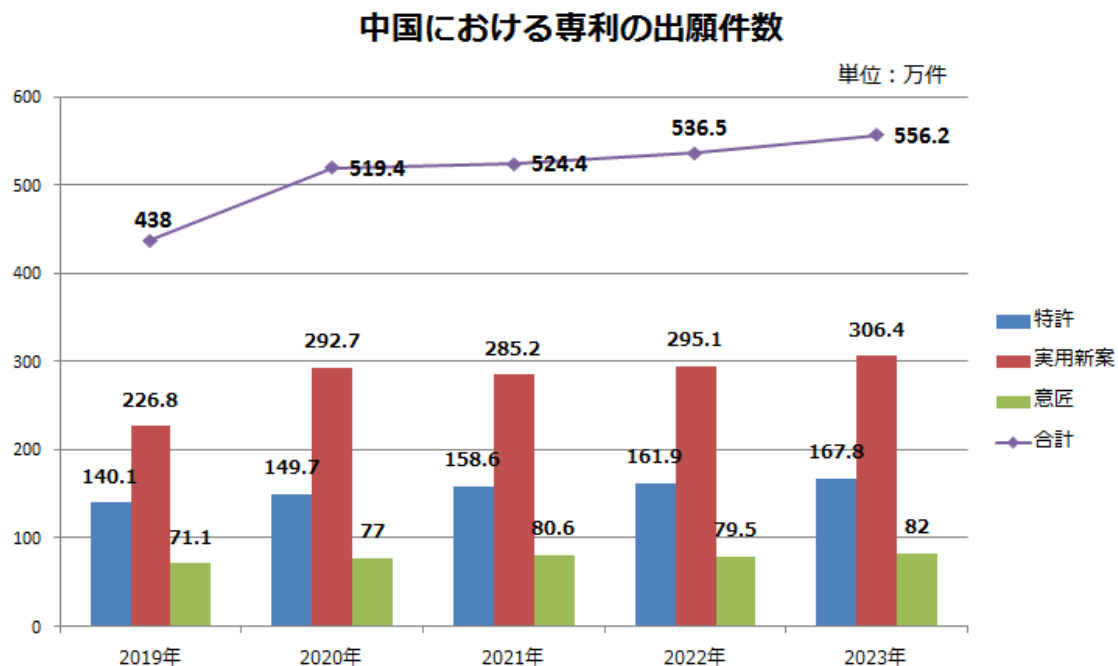
送付日付：2025年2月28日

本レポートは中小企業を対象とした情報提供を目的とし、1) 知的財産に関する出願、登録数等の統計情報、2) 直近1年間の注目判例の紹介・解説、3) 直近1年間の知財法制、審査実務等のトピックス情報、4) その他の日本の中小企業に有用と思われる知的財産に関する情報という4項目から中国知的財産に関する最新事情を紹介する。

I、中国における知的財産に関する出願、登録数等の統計情報

1. 専利出願、登録件数

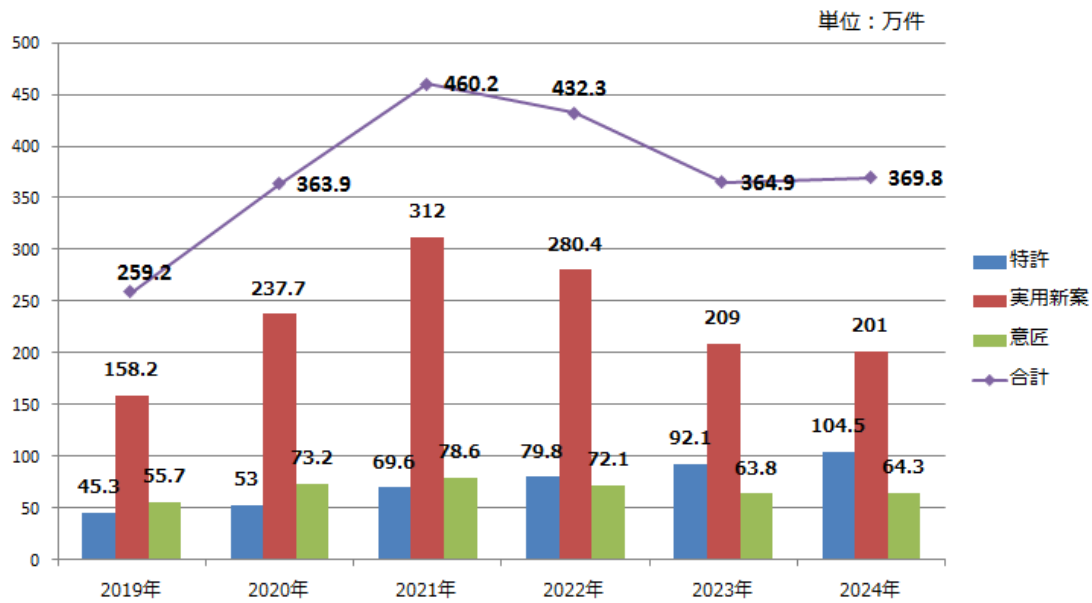
中国国家知識産権局の統計によれば、2019年～2023年の5年間の中国専利出願件数の推移は、以下のとおりである¹。



中国国家知識産権局の統計によれば、2019年～2024年の6年間の中国専利登録件数の推移は、以下のとおりである。

¹ 中国国家知識産権局は、現在、2024年の出願件数を発表していない。

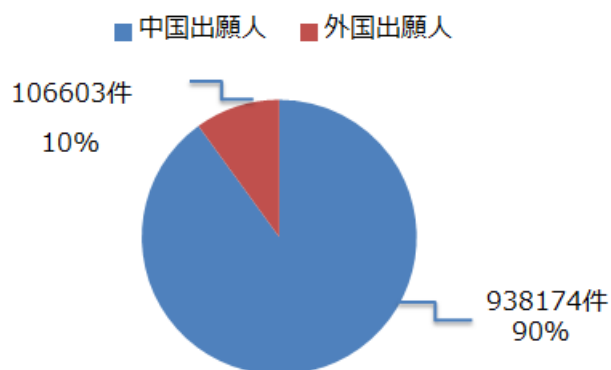
中国における専利の登録件数



2024 年の中国における特許登録件数は前年同期比 13.5% 増の 104.5 万件であった。

2024 年、中国における専利の登録件数のうち、中国出願人による特許の登録件数は 93.8 万件であり、全体に占める割合が 90% であった。外国出願人による特許の登録件数は 10.7 万件であり、全体に占める割合が 10% であった。

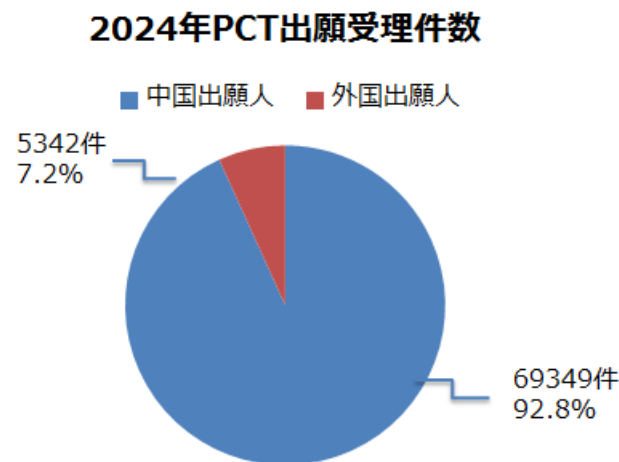
2024年中国における専利登録件数



登録された特許のうち、職務発明は 98.5% の 102.9 万件を占め、非職務発明は 1.5% の 1.6 万件を占めた。

2024 年末までに、有効特許件数は 568.9 万件であった。そのうち、中国国内（香港・マカオ・台湾を除く）の有効特許件数は同期比 16.3% 増の 475.6 万件に達し、2 年連続で 400 万件を超えた。

2024 年、PCT 国際出願の受理件数は 7.5 万件であった。そのうち、中国出願人による PCT 出願は 92.8% の 6.9 万件であり、外国出願人による PCT 出願は 7.2% の 0.5 万件であった。



2. 不服審判、無効審判状況

2024 年の専利不服審判及び無効審判の結審件数は 6.7 万件であった。

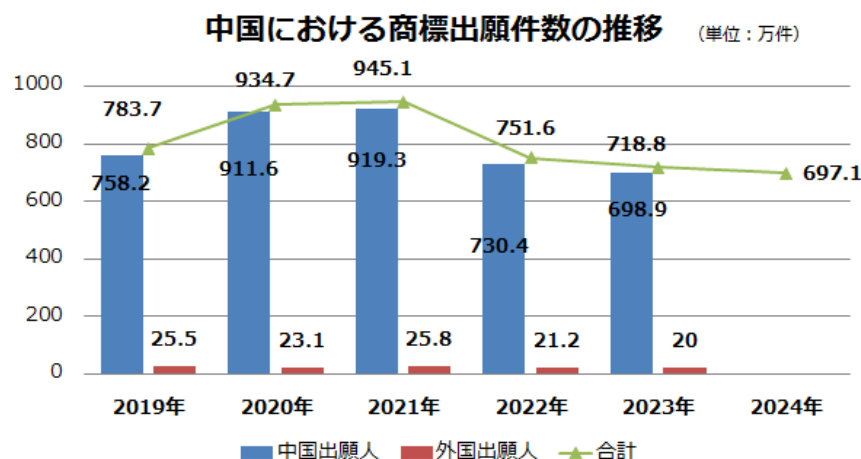
3. ハーグ協定に基づく意匠の国際登録出願状況

2024 年、中国出願人によるハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際登録出願件数は前年同期比 29.5% 増の 4,868 件であり、世界一となった。

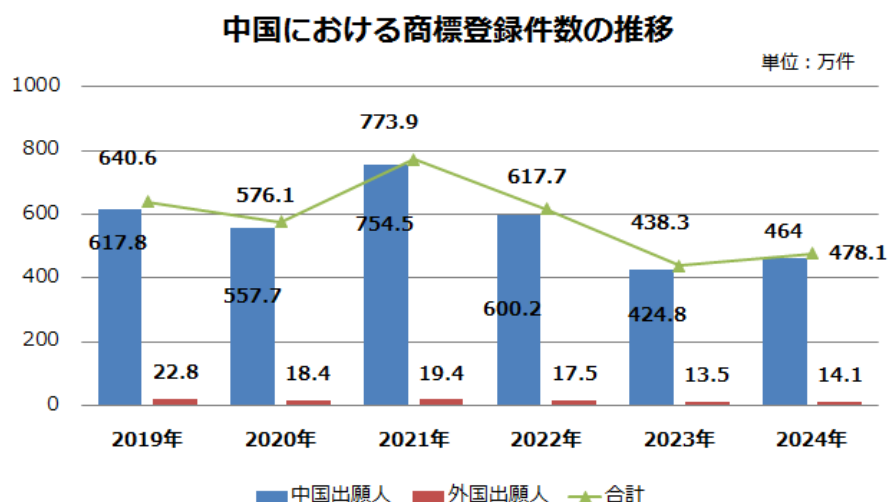
4. 商標出願、登録件数

2019 年～2024 年の中国における商標出願件数の推移は以下の通りである²。

² 2024 年の中国出願人と外国出願人のそれぞれの出願件数は発表されていない。



2019 年～2024 年の中国における商標登録件数の推移は以下の通りである。



2024 年年末までに、中国の商標登録件数は前年同期比 9.1% 増の 478.1 万件であった。商標登録の平均審査期間が 4 ヶ月で、商標異議申立事件の平均審査期間がさらに短縮された、商標関連の各業務の合格率が 97% 以上を維持した。中国における有効商標件数は 4,977.7 万件であった。そのうち、中国出願人による有効商標件数は 95.7% の 4,762.0 万件であり、外国出願人による有効商標件数は 4.3% の 215.6 万件であった。また、2024 年、中国出願人によるマドプロ国際出願件数は同期比 13.6% 増の 7,039 件であった。

5. 地理的表示

2024 年、承認された地理的表示商品の登録件数は 36 件であった。承認された団体商標、証明商標としての地理的表示の登録件数は 125 件であり、地理的表示商品の専用マークの使用を許可された企業は 8680 社であった。

2024 年年末までに、承認された地理的表示商品の登録件数は累計で 2544 件、承認された団体商標、証明商標としての地理的表示の登録件数は累計で 7402 件であり、地理的表示商品の専用マークの使用を許可された企業は累計で 3.3 万社に達した。

6. 集積回路の回路配置

2024 年、中国の集積回路の回路配置の登記公告及び証書発行件数は 1.1 万件であった。2024 年年末までに、中国の集積回路の回路配置の証書発行件数は累計で 8.3 万件であった。

II、直近 1 年間の注目判例の紹介・解説

1. 中国初の事例－冒認出願商標の譲受人が不当競争の民事責任の負担を言い渡された³

2024 年 4 月 22 日、最高裁判所は 2023 年度中国裁判所知的財産権事件十大事例と知的財産権典型的事例 50 件を発表した⁴。うち、南京元貝情報技術有限公司（以下「南京元貝社」という）と西安元貝科技有限公司（以下「西安元貝社」という）、西安熱愛科技有限公司（以下「西安熱愛社」という）との間の不正競争紛争事件(陝西省高等裁判所(2022)陝知民終 139 号民事判決書、「二審判決」という。)が「2023 年中国裁判所知的財産権典型的事例 50 件」に選出された。同事例は、悪意による抜け駆け登録の商標の譲受人に不正競争の民事責任を負わせた中国初めての事例である。

原告の南京元貝社は 2006 年から「元貝」を商号として使用して、2012 年か

³ <https://county.beijingip.cn/dx-yz/websiteArticle/detailArticle.do?id=401fe2c28e166f69018f801611a7053f> (2025 年 2 月 10 日アクセス)

⁴ <https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/430692.html> (2025 年 2 月 10 日アクセス)

ら 2014 年まで「元貝駕考」を名称として複数のサイト及びモバイルアプリケーションを運営してきた。累計アクセス数が数億に達し、運転免許取得向けの試験訓練の分野で高い知名度を累積してきた。2014 年、訴外者である上海互盾情報科技有限公司（以下「上海互盾社」という）は「元貝」商標登録を取得した。2021 年、西安熱愛社は上海互盾社から同商標を譲り受け、関連会社である西安元貝社に専用実施権を与えた。その後、西安元貝社は、南京元貝社と同じ名称を用いる「元貝駕考」モバイルアプリをリリースし、南京元貝社に対し、複数のアプリストアに商標専用権の侵害を主張し、アプリの撤去を要求しているほか、南京元貝社の株式買収を要求する書簡を送付した。

2021 年 5 月、南京元貝社は不正競争に該当する理由で、西安市中等裁判所（以下「一審裁判所」という）に西安熱愛社及び西安元貝社を訴えた。審理を経て、一審裁判所は被告である西安熱愛社と西安元貝社に対し、「元貝」及び「元貝駕考」を使用していた不正競争行為を中止し、経済的損失 20 万元を連帯して賠償し、西安元貝社の企業名称を変更し、及び悪影響を除去する謝罪声明を発表する旨の判決を言い渡した。被告側が一審判決を不服とし、上訴したが、二審判決において、その上訴上の請求を棄却された。

解説：

同事件はインターネット分野における悪意による抜け駆け登録を手段とする不正競争の典型的事例である。抜け駆け登録の商標の譲受人が不正競争の民事責任を負担すべきか否かについて、今まで参考になる裁判例がなかった。現行法制度においては、他人の未登録商標について悪意による抜け駆け登録（「冒認商標」ともいえる）をする行為に対し、侵害差止や損害賠償等の民事責任を明らかに規定されていない状況に加え、同商標の譲受人の民事責任に関する規定も欠如している。そのため、一審、二審裁判所は、譲受人が先行商標及び譲り受けた商標が冒認商標に該当する可能性への認識、他人の商業信用をフリーライトする悪意の有無、実際の混同を惹起したかなどの要素を重点的に判断した。

信義誠実原則は、中国民法典と商標法における共通の基本的法理である。冒認商標の譲受人が、当該商標が悪意により登録された事実を知っていながら同商標を譲受け、他人の商業信用をフリーライトする目的で同商標を使用し、需要者に混同を惹起させた場合、民事権利の濫用に該当する。当該事件において、裁判所は、先行の使用により一定の影響を有する標識の真正権利者の保護要請

と善意譲受人による正当な利益への保護とのバランスを図りつつ、特に譲受人による「知るはず」や「悪意」の認定要件を厳しく判断した。同事件を通じて、悪意のある譲渡者、譲受人が共に責任を課す方針を明確に示し、知的財産権保護と市場競争秩序維持のバランスを実現させる重要な意義があり、今後商標の冒認出願及び譲受行為による不正競争紛争事件に重要な判断基準を提供した。

さらに、本件の審理過程で明らかにした訴外者である上海互盾社による商標の買い占め及び冒認出願の行為に対して、裁判所は現地の市場监督管理局に事件手がかかり移送書簡を通じて、を移送し、商標登録に関する違法行為を徹底的に規制するように、司法裁判と行政執行との手続を連動できるチャンスを設けた。

2. 中国初の「データ知的財産権登録証」効力認定事件が結審⁵

2024年12月7日、国際知財保護協会（AIPPI）中国分会が「2024年度著作権注目事件トップ10」を発表し、北京インターネット裁判所の審理した中国初のデータ知的財産権登録証効力認定事件は選出された。

原告である数拠堂（北京）科技股分有限公司（以下、「数拠堂社」という）が、人工知能分野のデータサービスを専門とする国家認定ハイテク企業であり、膨大な人力財力を投じ、1505時間もの標準中国語音声データベース（以下「本件データセット」）を作成し、「データ知的財産権登録証」を取得している。

2021年、数拠堂社は、人工知能分野のデータサービスを提供する隱木（上海）科技有限公司（以下「隱木社」という）が、本件データセットを不正に取得し、その一部を同社ウェブサイト公開し、ユーザーに自由にダウンロード可能な形で利用させる行為を発見した。数拠堂社は、隱木社の行為が自社のデータ財産権、著作権及び営業秘密を侵害したことを主張し、同社に対し北京インターネット裁判所に訴訟を提起した。

2023年12月、北京インターネット裁判所は一審判決を言い渡し、隱木社が不正な手段により数拠堂社の営業秘密を取得・開示・使用した行為が侵害になると判断し、数拠堂社の主張を支持した。

二審において、北京知的財産権裁判所（以下、「二審裁判所」という。）は、隱木社の行為が数拠堂社の営業秘密への侵害にならないが、『不正競争防止法』

⁵ <https://mp.weixin.qq.com/s/rxZE88CmhxpFDsFvhV7LGg>（2025年2月11日アクセス）

第2条の規定に違反すると判断した。二審裁判所は元判決の誤りを是正した上、隠木社の上訴を棄却し、一審判決を維持した。

解説：

本件は全国初の「データ知的財産権登録証」の司法効力に関する不正競争紛争事件である。一審及び二審裁判所とも「データ知的財産権登録証」が初歩的な証拠効力を有することを認めた。一審裁判所は、「データ知的財産権登録証」に基づき本件データセットが数拠堂社によって収集・保有され、数拠堂社が本件データセットの権利主体であることを証明できると認めた。二審裁判所は、「データ知的財産権登録証」は、数拠堂社が本件データセットに関する財産的利益を享受していることを証明する証拠力を有し、反対証拠がない場合、本件データセットの収集行為が合法であることを認めた。

また、本件は著作権法、不正競争防止法などの現行法と異なる法律視点から、データセットに関連する財産的権益の保護に重要な示唆を与え、今後類似のデータ保護事件に重要な参考になる。著作権の視点から、コンテンツの選択及び編成に独創性を有すれば、データセットは、『著作権法』における編集作品として保護される。営業秘密の視点から、被疑侵害行為が発生したときにその所属分野の関係者に一般的に知られておらず、容易に入手できない場合、データセットは、『不正競争防止法』における営業秘密として保護される。データセットが公開状態になり、かつその選択と編成に独創性がない場合でも、原告と被告との間で競争関係があり、かつ被疑侵害行為が信義則に違反し、市場競争秩序を乱し、他の事業者または消費者の合法的権益を損なうなどの要件を満たしたとき、『不正競争防止法』第2条の包括的条項によって保護されることができる。

デジタル経済時代に、ビッグデータアルゴリズム、ディープランニング技術などの発展に伴い、データセットは独立の価値があり、企業の競争優位の形成に重要な意義を持つ要素となってきた。現行法において、ある程度でデータに関する財産的権益の保護方法を規定されているが、データ財産権益自体の合法性とその責任主体の定義などの問題については司法実務を通じて更に明確にする必要がある。

Ⅲ、直近 1 年間の知財法制、審査実務等のトピックス情報

1. 優先権の回復、優先権主張の追加または改正制度と援用加入制度に関するガイドラインが発表

優先権回復、優先権主張の追加または改正と援用加入は、2024 年 1 月 20 日から実施された改正後の「特許法実施細則第」36 条と第 45 条で導入された新制度である。出願者に国内出願と PCT 出願の中国国家段階への移行に際して上記制度の適用方法を明確化するため、国家知識産権局は 2024 年 8 月 23 に「優先権の回復、優先権主張の追加または改正に関するガイドライン」⁶、同年 12 月 24 日「発明または実用新案の専利出願における援用加入の適用に関するガイドライン」⁷を発表した。

優先権の回復、優先権主張の追加または改正制度は、出願者に優先権期限と手続き処理に関するより多くの有効な救済を提供し、特許協力条約（PCT）国際出願関連規則との整合を図る。

援用加入制度は、主に特許出願書類の不備や誤提出の問題を解決するために設けられており、出願者新規出願を提出せずに、指定期限内に必要な書類を補充することが可能となる。

2. 人工知能関連発明特許出願ガイドラインが発表⁸

2024 年 12 月 31 日に、中国国家知識産権局は、「人工知能関連発明特許出願ガイドライン（試行版）」を公表した。このガイドラインは全部で 6 章であり、主に人工知能分野の技術的特徴と革新点をめぐって、特許出願の範囲、要求事項、作成方法論などを体系化し、出願人の特許制度活用支援と技術革新成果の法的保護を目的としている。

⁶ https://www.cnipa.gov.cn/module/download/download.jsp?i_ID=194339&colID=66（2025 年 2 月 11 日アクセス）

⁷ <https://www.cnipa.gov.cn/module/download/downfile.jsp?classid=0&showname=%E5%85%B3%E4%BA%8E%E5%8F%91%E6%98%8E%E6%88%96%E8%80%85%E5%AE%9E%E7%94%A8%E6%96%B0%E5%9E%8B%E4%B8%93%E5%88%A9%E7%94%B3%E8%AF%B7%E9%80%82%E7%94%A8%E6%8F%B4%E5%BC%95%E5%8A%A0%E5%85%A5%E7%9A%84%E6%8C%87%E5%BC%95.pdf&filename=a7789bf4a5224516ad6ca33d46bc04d6.pdf>（2025 年 2 月 11 日アクセス）

⁸ <https://mp.weixin.qq.com/s/7UXLJAeq0-i-tkAVuQYSFQ>（2025 年 2 月 12 日アクセス）

3. データ知的財産権制度の試行範囲が拡大⁹

2024 年、国家知識財産権局は既存の北京、上海を含む 8 箇所の試行地域に加え、天津、河北、山西、安徽、河南、湖北、湖南、貴州、陝西の 9 箇所をデータ知的財産権の試行地域に追加し、データ知的財産権制度の検討と実務への波及効果を強化した。同年 11 月 8 日、上海市知識産権局と上海市データ局は共同で「上海市データ製品知的財産権登録証暫定方法」を發布し、「データ製品知的財産権」の概念を初めて提出した。この制度はデータ要素の秩序ある流通とデータの価値実現の促進に役立つ。データ製品のタイプは豊富で、データ加工製品、データ技術アルゴリズム、データ加工セットなど多様なタイプを登録対象としている。これにより、企業は著作権や営業秘密に加えて、データ製品を独立した知識産権として保護する新たな手段が追加された。

4. 「中華人民共和国不正競争防止法（改正草案）」が公表¹⁰

現行の不正競争防止法は 1993 年に制定され、2017 年、2019 年の 2 回改訂を経ている。デジタル経済の急激な発展に伴い、新たな課題が出現したことを受け、2024 年 12 月 25 日「中華人民共和国不正競争防止法（改正草案）」が公示された。インターネット領域における不正競争行為（プライバシー侵害型広告、データ盗用など）に対する監督管理制度、虚偽宣伝、不正有賞の販売、商業的中傷、優位な地位の濫用による中小企業の合法的権益の損害などの行為に関する規定が完備されている。近年、中国はデジタル経済分野の競争秩序規制を強化し続けている。

近年、中国はデジタル経済分野の競争秩序規制を強化し続けている。2024 年 9 月 1 日、不正競争防止分野のインターネットエコに特化した法規「インターネット不正競争防止暫定規定」¹¹が施行され、AI プログラムの不正使用やデータの無断転送など、デジタルエコノミー特有の違法行為に対する規制が具体化された。

⁹ <https://mp.weixin.qq.com/s/gNzCIRdaiV1Ecc6XOLWaPA>（2025 年 2 月 12 日アクセス）

¹⁰ <https://mp.weixin.qq.com/s/jr-72FBrItbjKyR66XwVYA>（2024 年 2 月 13 日アクセス）

¹¹ https://www.gov.cn/gongbao/2024/issue_11466/202407/content_6963168.html（2024 年 2 月 13 日アクセス）

IV、日本の中小企業に有用と思われる知的財産に関する情報

1. 中国冒認商標の件数の増減について

2019年、中国は「商標法」に対して4回目の改正を行い、使用を目的としない非正常出願（悪意登録）に対する規制が強化され、商標局は自主的に拒絶することができ、他人は異議を申し立てるや無効宣告を申し立てることができるようになった。更に、第68条4項の定め即ち「悪意による商標登録出願に対し、情状により警告、罰金等の行政処罰を与える。悪意による商標訴訟に対し、裁判所が法に基づき処罰を与える」¹²は、初めて処罰について言及した。

公開データにより、2024年上半期、商標局は334.8万件商標の審査を完成し、悪意による登録商標20.5万件を取り締まった¹³。2023同期に取り締まられた悪意による登録商標の件数24.9万件¹⁴より減少した。そのうちの冒認商標の件数について、公開データがないため、不明であった。

近年一部不法者が悪意を持って商標を冒認出願、大量出願及び著作権登録のだまし取りなどの手段で、権利行使の行為を行い、市場秩序を著しく乱し、他人の合法的権利・利益を損なう現象に対して、最高人民検察院は2022年7月から全国的に法に基づいて知的財産権に関する悪意のある訴訟を~~を~~処罰する特別監督活動を展開し、2024年9月現在、8142件の知的財産権民事事件に対して監督し、犯罪の疑いがある175件の事件を関係部門に移送した¹⁵。

これらの事件の中で、一部の企業や個人は法律の不備を利用して、極端な手段を講じて他人が先使用し、一定の知名度がある商号や特定の商標を駆け抜け出願（冒認出願）し、その後商標権に基づいて裁判所に権利侵害訴訟を起こし、相手に権利侵害の停止と損害賠償を請求する。このような行為は信義誠実の原則に違反するだけでなく、公平な競争環境下での基本的な道徳的基盤にも挑戦している。例えば、ある会社が上場企業の商標を悪意を持って冒認出願した事件で、検察機関が適時に介入して調査した結果、その行為は典型的な悪意訴訟であり、最終的に裁判所は原告のすべての訴訟上の請求を棄却し、関連資料を国家知的財産権局に引き渡してさらに処理するよう促した。国家知的財産権局

¹²悪意による商標登録とは、他人がすでに使用している商標や知名度のある商標を不正に登録し、混同したり、消費者を誤解させたりする行為を指す。冒認出願、大量登録、他人の商標の詐称などの行為が含まれる。

¹³ https://sbj.cnipa.gov.cn/sbj/ssbj_gzdt/202408/t20240812_33904.html（2025年2月13日アクセス）

¹⁴ https://legal.gmw.cn/2023-07/18/content_36703777.htm（2025年2月13日アクセス）

¹⁵ https://www.spp.gov.cn/spp/zd gz/202410/t20241030_670415.shtml（2025年2月13日アクセス）

https://www.sohu.com/a/824670143_121123527（2025年2月13日アクセス）

は法に基づいて審査した後、同社の 72 件の冒認商標の無効を宣言し、実体審査プロセスにある 14 件の商標出願を拒絶した。

2.AI を利用した発明の動向について

近年、深層学習を中心に、人工知能（AI）関連技術が急速に発展し、人工知能関連特許出願も増加している。

国家工業情報安全発展研究センター知的財産権所(工信部電子知的財産権センター)が 2020 年に発表した「2020 人工知能中国特許技術分析報告書」¹⁶（以下「2020 報告」という）は、人工知能による深層学習技術、音声認識、コンピュータービジョン、クラウドコンピューティング、自然言語処理、スマート運転、知能ロボットの 7 つの分野の中国における特許態勢を深く分析した。人工知能分野の特許出願量は全体的に年々上昇傾向であり、2018 年は人工知能特許出願量のピークで、70281 件に達し、2010 年の出願量の 20 倍近くに達した。その中で、コンピュータービジョンは 34.04%と最も多く、次いでクラウドコンピューティング技術は全体の 15.72%を占めている。また、深層学習技術とスマート運転はそれぞれ全体の 14.56%と 14.84%を占めており、その後はそれぞれ 7.19%の知能ロボット技術、6.91%の音声認識、6.73%の自然言語処理技術である。

2020 報告によると、2000 年から 2020 年にかけて、中国の自動運転技術特許出願の総量は 11 万件を突破し、114707 件に達した。2019 年にピークに達し、出願量は 23281 件に達し、2000 年の年間出願量の 150 倍になった。2020 年 10 月末までの自動運転分野の年間特許出願は 17812 件に達した¹⁷。

更に WIPO（世界知的財産権機構）の統計データによると¹⁸、2021 年 12 月 31 日現在、国際特許分類（IPC）システムにおける自動運転技術に関する特許出願量は合計約 28 万件で、そのうち中国の出願量は約 18 万件で、64%を占めている。アメリカの出願量は約 4.5 万件で、16%を占めている。ヨーロッパの出願量は約 2.5 万件で、9%を占めている。日本の出願量は約 2 万件で、7%を占めている。韓国の出願量は約 1.5 万件で、5%を占めている。

また、2024 年 4 月 10 日、国家工業情報安全発展研究センター、工業情報化部電子知的財産権センターは「新世代人工知能特許技術分析報告」¹⁹（以下「2024 報告」という）を発表した。「2024 報告」は次世代中国人工知能技術特許の現在の最新の発展態勢を定量的に分析した。当該報告によると、2023 年末までに、次世代の AI 基礎層（AI チップ、AI フレームワ

¹⁶ <https://mp.weixin.qq.com/s/VixeJtSxwrNby488sqmnQ>（2025 年 2 月 13 日アクセス）

¹⁷ <https://www.163.com/dy/article/FRQOR4H305129QAF.html>（2025 年 2 月 13 日アクセス）

¹⁸ <https://baijiahao.baidu.com/s?id=1762510999368578502&wfr=spider&for=pc>（2025 年 2 月 13 日アクセス）

¹⁹ <https://mp.weixin.qq.com/s/T4gxrJ8z9CVwnij8LdhTdQ>（2025 年 2 月 14 日アクセス）

ーク)、モデル層の中国公開特許は 6.2 万件に達し、そのうち有効特許は 2 万件近くで、審査中は 3.5 万件であった。2017 年以来、特許出願の年平均成長率は 43%を超え、自然言語処理とコンピュータビジョンの占有率が最も高く、現在最も急速に発展し、産業応用が早い技術分野でもある。さらに、中国の次世代大規模 AI モデル技術分野での特許出願量は約 4.4 万件で、高度成長の態勢を維持し続けている。その中で、発明特許は約 4.35 万件で、占める比率は 98%を超えている。

2024 年現地時間 7 月 3 日、世界知的財産権機構は「生成式人工知能特許態勢報告」²⁰を発表した。当該報告によると、2014 年から 2023 年までの 10 年間に世界の生成式人工知能関連の特許出願量は 5.4 万件に達し、そのうち中国の生成式人工知能の特許出願量は 3.8 万件を超え、世界第一位で、同期のアメリカ提出した出願量 (6276 件) の約 6 倍である。韓国、日本、インドはそれぞれ第 3 位、第 4 位、第 5 位であった。

上記の統計データから、中国は自動運転技術分野や生成式人工知能関連の特許出願量と保有量は世界のトップレベルであることが窺える。

以上

²⁰

https://mp.weixin.qq.com/s?_biz=MzUzMzAwMzI0NQ==&mid=2247544994&idx=2&sn=994912a0f8478d4eac8a8218a5bb18f4&chksm=fb80faa21ed48b382a388280f207ac58336a74b1539a95640d42c840b1d815bef3cef7dc5cf0&scene=27 (2025 年 2 月 14 日アクセス)